

議員提出議案第4号

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 7番 片岡 ちとせ 30番 木村 ひでこ
31番 中江 秀夫 32番 中村 しんご

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

(提案理由)

保育料完全無償化のため、延長保育料を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

(延長保育料)

第6条 区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間以外の時間に小学校就学前子どもの保育を行ったときの保育料は、0円とする。

(保育短時間延長保育料)

第7条 区立保育所において、保護者の就労状況、通勤時間等を考慮して規則で定める範囲の時間に保育短時間の認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定をいう。）に係る小学校就学前子どもの保育を行ったときの保育料は、0円とする。

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条及び第7条の規定は、令和8年10月分以後の延長保育料及び保育短時間延長保育料について適用し、同月前の月分の延長保育料及び保育短時間延長保育料については、なお従前の例による。
- 3 令和8年9月分以前の月分の延長保育料及び保育短時間延長保育料については、改正前の第8条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。